

# 荒川区分別収集計画

---

(第10期)

令和4年6月策定

令和4年11月改定

荒川区

---

# 目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

## 1 計画策定の意義

荒川区では、平成15年より町会・自治会等による集団回収を実施しており、区民1人当たりの集団回収による資源回収量は、平成16年度より17年連続で23区中第1位となっている。

また、平成28年10月に開設した、様々なRの拠点となるあらかわりサイクルセンターでは、資源の中間処理を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても活用している。リサイクルセンターを最大限に活用し、資源回収品目の拡大とごみとして出される資源の分別の徹底を図り、ほぼ横ばい状態で推移している資源回収量とリサイクル率を上げていく必要がある。

また、荒川区は清掃工場のない区であることから、可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）を中心としたごみ減量をより一層推進し、東京23区のごみ最終処分場である新海面処分場の延命化を図っていく必要がある。

本計画は、こうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）」を推進し、リサイクル率の向上を図る目的で、区民・事業者・区それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするものである。

本計画の策定にあたっては、平成28年3月に改定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基き、より現状に即した内容とした。

荒川区基本構想で掲げている「環境先進都市あらかわ」の実現に向けて、本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の実現を図る。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりである。

- (1) 区民・事業者・区が主体的にそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力しながら、循環型社会の実現を目指す。
- (2) ごみの発生と排出を抑制し、資源の回収を促進する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下の容器包装を対象とする。

- (1) スチール製容器
- (2) アルミ製容器
- (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）
- (4) 飲料用紙製容器
- (5) 段ボール製容器
- (6) 上記（4）（5）以外の紙製容器包装
- (7) ペットボトル
- (8) 上記（7）以外のプラスチック製容器包装

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	16,342	16,730	17,048	18,705	19,016

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、区民、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### （1）排出抑制の促進

#### ○区民に対する発生抑制の促進

- ・ごみや資源の出し方、分別の周知徹底（区報・ホームページ・チラシ等）
- ・ごみ減量のための普及啓発の実施
- ・マイバッグの普及、利用促進
- ・フリーマーケット等のイベントの実施

#### ○事業者に対する発生抑制の促進

- ・小売店等の簡易包装の推進
- ・再生品の積極的な利用、販売の促進
- ・リターナブル容器等の使用の呼びかけ
- ・事業者自主回収の促進
- ・庁内における荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施

(2) リサイクルの促進

○資源化の更なる徹底

- ・可燃ごみ、不燃ごみの中に含まれる資源の分別の徹底
- ・集団回収を行う住民団体に対する助成及び支援
- ・事業系リサイクルの推進

(3) 参画と協働体制の推進

○環境教育・環境学習の実施

- ・園児、小学生を対象とした環境教育、環境学習
- ・あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育、環境学習（施設見学・普及啓発活動）

○地域に根差した参画と協働の推進

- ・ごみ減量、リサイクルを推進する区民の育成
- ・区とごみ減量、リサイクルを推進する区民との協働（普及啓発活動の実施）
- ・地域の方を交えたごみ減量、リサイクル推進のための作戦会議の実施

## 7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、荒川区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分									
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶									
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>			無色のガラス製容器			茶色のガラス製容器			その他のガラス製容器	ガラスびん
		無色のガラス製容器								
		茶色のガラス製容器								
		その他のガラス製容器								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック									
主として段ボール製の容器	段ボール									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装									
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル									
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品用トレイ（以下「食品用トレイ」と表記）									
	ペットボトル、食品トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「プラスチック製容器包装」と表記）									

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)**

(単位：t)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	456		488		518		548		578	
主としてアルミ製の容器	295		316		336		355		375	
無色のガラス製容器	(合計)									
	869		930		987		1045		1102	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	0	869	0	930	0	987	0	1,045	0	1,102
茶色のガラス製容器	(合計)									
	608		651		691		731		772	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	0	608	0	651	0	691	0	731	0	772
その他のガラス製容器	(合計)									
	261		279		296		313		331	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	0	261	0	279	0	296	0	313	0	331
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	0.5		0.6		0.6		0.6		0.7	
主として段ボール製の容器	3,194		3,418		3,630		3,841		4,052	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計)									
	—		—		—		—		—	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	(合計)									
	967		1034		1098		1162		1226	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	967	0	1,034	0	1,098	0	1,162	0	1,226	0
主としてプラスチック製容器であって上記以外のもの	(合計)									
	106		109		112		1456		1458	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	64	42	64	45	64	48	1,405	51	1,405	53
(うち食品用トレイ)	(合計)									
	42		45		48		51		53	
	(引渡)量	(独自)処理量								
	0	42	0	45	0	48	0	51	0	53

(注) 1. 「主として紙製容器包装であって上記以外のもの」については、その他の古紙(容器包装廃棄物以外)を含めて集計を行っているため、個別での数値は出ていない。

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量は、直近年度である令和3年度における収集実績量を基礎とし、荒川区における将来人口の推計値を加味し算定する。

なお、人口変動率は平成28年3月に策定された荒川区人口ビジョンによる人口動向分析と直近年度の荒川区の人口を基に算出し、次のとおり設定する。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
216,146人 (対前年度比) +0.36%	217,703人 (対前年度比) +0.72%	218,321人 (対前年度比) +0.28%	218,879人 (対前年度比) +0.26%	219,368人 (対前年度比) +0.22%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	住民による集団回収及び区による定期回収	区（運営は委託業者）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		民間
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		区（運営は委託業者）
	その他のプラスチック製容器包装	食品用トレイ		
			プラスチック製容器包装	区による定期回収

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装対象品目のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（食品用トレイ）については、平成28年10月開設のあらかわりサイクルセンターにて、選別・圧縮等の中間処理を行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装）については、民間施設で選別・圧縮等の中間処理を行う。

分別収集する容器 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 （選別・圧縮・保管等）
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車及び 平ボディ車	区施設（運営 は委託業者）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	紐で縛る	民間施設	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネット	民間施設	
その他のプラスチック製 容器包装	食品用トレイ			
		プラスチック製 容器包装	袋等	民間施設

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 容器包装廃棄物が本計画における分別の区分に従い適正に排出されるよう、区報・区ホームページ・パンフレット等の様々な媒体を活用する。  
また、地域住民や児童等を対象とした環境教育・環境学習等により啓発の促進を図る。
- ② その他のプラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装）の分別収集については、令和3年度末からモデル地区で試行しており、今後も課題の洗い出しを行いながら区内全域での実施の検討を進める。
- ③ 令和4年度末に策定を予定する「荒川区一般廃棄物処理基本計画」によって更なる容器包装廃棄物の分別収集の実施を推進していく。